

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は「アスカと関係して良かったと思ってもらえる会社」であり続けるために、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるための組織体制の構築を重要課題と認識しております。

その一貫として、取締役の任期を1年(監査等委員である取締役の任期を2年)とし、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体質の構築を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

[補充原則1 - 2 - 4]

議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳につきましては、機関投資家・外国人株主比率の推移等を勘案しつつ、今後の実施を検討してまいります。

[補充原則2 - 4 - 1]

当社では、人事考課により能力・業務実績等を総合的に評価し、適性の認められる人材を管理職に登用しており、性別・国籍・採用経路等で選別していません。中途採用者についてはスキル・経験等を総合的に判断し、管理職への登用を行っており、その状況を開示する方向で取り組んでおります。今後、当社の中核人材として、その比率が高まるよう人材戦略の重要性を認識し、多様性の確保に向けた人材育成及び社内環境の整備に努めてまいります。

[補充原則3 - 1 - 2]

海外投資家に対する英語での情報の開示・提供については、外国人株主比率の推移等を勘案しつつ、今後の実施を検討してまいります。

[補充原則3 - 1 - 3]

当社は、経営戦略を月例の経営審議会で検討しております。サステナビリティについての取組みは「EMS委員会」を設置して、消費エネルギーの削減等に向けて、製造工程の見直しや省エネ活動等の実施と改善に取り組んでおります。今後、新たな経営計画策定の際に、人的資本及び知的財産への投資等を計画に盛り込む場合は、当該情報について開示提供を検討いたします。

[原則4 - 8]

当社は現在、独立社外取締役を1名選任しております。選任は1名ですが、現在の当事業規模から見て、十分な実効性は確保されていると認識しております。将来的な増員については、当事業規模の拡大に応じてその都度検討いたします。

[原則4 - 11]

当社取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすため、当事業部門・管理部門のそれぞれの業務に精通した取締役を選任して取締役会全体としてのバランスと多様性を備えた適正規模にしております。現時点で女性の取締役はおりませんが、ジェンダーや国際性の面で多様性の確保についても検討を重ねてまいります。また、監査等委員は財務及び会計に関して相当程度の知見を有した者を選任し、監査等委員会の実効性を確保しております。また、会計監査人との連携を密にすることで、十分な監査が行える体制としております。

[補充原則4 - 11 - 1]

当社の取締役会は、会社規模及び事業内容に適合した構成であるべきと考えております。適切かつ機動的な意思決定と職務遂行の監督を両立できる適正な規模とすることを基本方針とし、健全で持続可能な成長が図れるように、構成員のバランスに配慮しております。また、取締役の選任については、適格かつ迅速な意思決定のできる適材適所の観点より総合的に検討し、経営審議会で協議し、取締役会に上程し決議を経て、株主総会の決議により選任しております。

なお、スキル・マトリックスをはじめとした取締役の有するスキル等の組み合わせの開示については、今後検討してまいります。

[補充原則4 - 11 - 3]

当社の取締役会については、十分に議論する時間の確保・社外取締役を含めた取締役からの活発な意見提言により、実効性が十分に確保出来ていると判断しております。実効性の分析・評価は、取締役会の審議のあり方・決議の方法等を監視し検証することで行っておりますが、結果の概要を開示することについては、今後の検討課題であると認識しております。

[補充原則5 - 2 - 1]

今後、事業ポートフォリオに関する基本的な方針や事業ポートフォリオの見直しの状況を分かりやすく説明することについては、取締役会を中心に議論・確認・検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

[原則1 - 4]

- (1) 当社は、取引先や購買先との強固かつ長期的な協力関係を構築するため、政策保有株式を保有することがあります。
- (2) 政策保有株式については、取締役会において都度保有の意義を検証しております。保有意義が必ずしも充分でないと判断される銘柄については、縮減をはかります。
- 当社と取引先との取引内容・取引の規模・取引の継続期間等を考慮すれば、株式保有は一定の役割を果たしており、価格変動等のリスクを考慮してもなお経済的メリットがあると考えておりますが、その保有の必要性は取引先からの受注実績等を個別に検証して、保有の適否を判断しております。
- (3) また、政策保有株式に係る議決権の行使に当たっては、保有先企業の提案を無条件に賛成することとはせず、当社との協力関係や取引関係の維持・強化を通じて、当社の企業価値向上に資すると認められるかどうかの観点から議決権行使を行うことを基準としております。継続的に投資収益が著しく低い企業で、業績不振が続いており、改善傾向にない場合、また反社会的行為や法令違反等コーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合には反対票を投じる対応をします。

[原則1 - 7]

当社は、関連当事者間の取引については、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しております。また、当社及び子会社を含む全ての役員に対して、期末毎に関連当事者間取引の有無について確認を行う手続きを定め、関連当事者間の取引について監視する体制を構築しております。

[補充原則2 - 4 - 1]

当社では、人事考課により能力・業務実績等を総合的に評価し、適性の認められる人材を管理職に登用しており、性別・国籍・採用経路等で選別していません。中途採用者についてはスキル・経験等を総合的に判断し、管理職への登用を行っており、その状況を開示する方向で取り組んでおります。今後、当社の中核人材として、その比率が高まるよう人材戦略の重要性を認識し、多様性の確保に向けた人材育成及び社内環境の整備に努めてまいります。

[原則2 - 6]

当社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて、自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、運用を委託する金融機関から、定期的に運用状況やスチュワードシップ活動等に関する報告を受けることにより、企業年金と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるように努めます。

現時点の当社規模からみて、運用に当たる適切な資質を持った人材の登用・配置は充分確保されていると認識しており、運用にあたる人材の教育・講習会参加を実施して新しい知識や研鑽に努めております。

[原則3 - 1]

当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するため、以下のとおり、情報開示の充実に努めております。

() 会社の目指すところ(経営理念)や経営戦略、経営企画

当社のホームページ及び株主向け報告書において開示しております。

ホームページURL <http://www.aska.co.jp>

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

有価証券報告書及び本報告書等において開示しております。

() 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

有価証券報告書及び本報告書において開示しております。株主総会で決議された総額の範囲内において経営審議会で協議し、取締役会で決定しております。

() 取締役等の指名・選任を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選解任に関しては、十分な資質と適材適所の観点より総合的に検討しております。選解任の手続きとしては、経営審議会で協議し、取締役会の決議を経ております。

取締役・監査等委員候補の指名に関しては、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討しております。指名の手続きとしては、経営審議会で協議し、取締役会に上程し客観性・透明性ある決議を経て、株主総会の決議により選任しております。また、取締役として職務執行に不正または重大な法令・規則違反等があった場合は、取締役会で解任を決議し、株主総会に諮ることとしております。

() 個々の選任・指名についての説明

取締役会は、経営陣幹部の選解任及び取締役候補者・監査等委員候補の指名に関しては、個々の幅広い識見と豊富な経験を検討した上で、選解任・指名を決議しております。取締役及び監査等委員である取締役個々の選任に関する判断材料となる略歴・重要な兼職の状況等については、株主総会招集通知に記載する方針です。

[補充原則3 - 1 - 3]

当社は、経営戦略を月例の経営審議会で検討しております。サステナビリティについての取組みは「EMS委員会」を設置して、消費エネルギーの削減等に向けて、製造工程の見直しや省エネ活動等の実施と改善に取り組んでおります。今後、新たな経営計画策定の際に、人的資本及び知的財産への投資等を計画に盛り込む場合は、当該情報について開示提供を検討いたします。

[補充原則4 - 1 - 1]

取締役会の決定事項については、定款及び法令に定めるほか取締役会規程に定めております。経営陣の業務執行の決定については、職務権限規程等の社内規程に定めており、職務執行を明確にしております。

[原則4 - 9]

独立社外取締役の選任にあたっては、当社は独立社外取締役の独立性に関する基準を定め、名古屋証券取引所の定める独立役員の独立性基準を満たす適確な人物を選定しております。

[補充原則4 - 11 - 1]

当社の取締役会は、会社規模及び事業内容に適合した構成であるべきと考えております。適切かつ機動的な意思決定と職務遂行の監督を両立できる適正な規模とすることを基本方針とし、健全で持続可能な成長が図れるように、構成員のバランスに配慮しております。また、取締役の選任については、適格かつ迅速な意思決定のできる適材適所の観点より総合的に検討し、経営審議会で協議し、取締役会に上程し決議を経て、株主総会の決議により選任しております。

[補充原則4 - 11 - 2]

当社の取締役の他の上場会社の役員の兼任状況については、株主総会招集通知・有価証券報告書にて開示しております。他の上場会社の役員を兼任している取締役の数は合理的な範囲であり、取締役が業務に専念し、その役割・責務を適切に果たすことができる体制となっております。

[補充原則4 - 14 - 2]

新任取締役については、取締役として遵守すべき法的な義務・責任等について認識を深めるために外部セミナー等に参加する機会を設けております。また、就任後は必要に応じて適宜に外部研修機関や交流会に参加する機会を設けております。

[原則5 - 1]

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を以下の通り定め、対応しております。

(1)株主との対話を統括する取締役

財務担当取締役としております。

(2)IR体制

IRを担当する部門を経理部とし、経理部は株主との対話を促進するために、関係部門とで緊密な連携をとっております。

(3)個別面談以外の対話の手段の充実に係る取組み

代表取締役が株主と対話する場を設けております。

(4)フィードバックのための方策

株主との対話の内容は、必要に応じて財務担当取締役が経営審議会・取締役会に報告しております。

(5)インサイダー情報の管理に関する方策

内部者取引に関する規定を定め、インサイダー情報の漏洩防止に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社CIS	1,894,400	33.18
ニチアス株式会社	778,440	13.63
株式会社三井住友銀行	211,200	3.69
アスカ社員持株会	174,960	3.06
片山 義浩	169,600	2.97
TONE株式会社	150,000	2.62
片山 敬勝	120,240	2.10
株式会社商工組合中央金庫	114,000	1.99
株式会社三菱UFJ銀行	112,500	1.97
株式会社あいち銀行	108,000	1.89

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 メイン
決算期	11月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	23名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
馬立 浩徳	他の会社の出身者													
古場 博之	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
馬立 浩徳			現 ニチアス株式会社執行役員管理本部長	ニチアス株式会社において法務部門を歴任しており、法務に関する知識と知見を活かして当社の監査体制を強化することを期待して社外取締役に選任しております。
古場 博之			元トヨタ自動車株式会社GR製品企画チーフエンジニア	元トヨタ自動車株式会社製品企画チーフエンジニアであり、当社と同社に間に製品販売等の取引関係はありません。同氏は、自動車部品事業に関する知識と幅広い人脈を活かした豊富な経験を有しており、経営全般の監視と有効な助言をいただけると判断しております。また、同氏と当社との間に特別な利害関係は存在しておらず、証券取引所の定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利害相反が生じる恐れはないので独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する組織として、監査室を設置しております。なお、監査等委員会の職務を補助すべき取締役はおりません。監査室は適宜、監査等委員会の補助業務を行うこととし、当該補助業務に関して、監査等委員会の指示に従うこととしております。また監査室の選任・異動については、事前に監査等委員会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会・会計監査人・監査室は定期的な会議を含め、必要に応じて随時情報及び意見の交換を行うことで連携を高めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

経営の主体者である取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めるために、連結上の親会社株主に帰属する当期純利益に係数を乗じて算出し
ており、算定式は有価証券報告書に記載しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告において、取締役報酬の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

当社の取締役の報酬は、業績連動型報酬と業績連動型報酬以外の報酬等により構成されており、その支給割合は、各取締役の役位・在勤年数等をもとにした基準より決定しております。
 業績連動型報酬に係る指標は連結上の親会社株主に帰属する当期純利益であり、業績連動型報酬の額の決定方法は、業績及び業績への各取締役の貢献度などの諸般の事情を勘案して、株主総会で決議された総額の範囲において取締役会で決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役の職務を補助すべき使用人は、監査室の使用人が兼務しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、取締役会を毎月開催し、重要事項の決定並びに業務の執行状況を監督しております。
 また、毎月上旬に経営審議会を開催し、問題点の早期発見・対策の迅速化など経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しております。当社は、監査等委員会設置会社を採用しており、監査等委員会は、現在社外取締役2名を含む3名で構成されております。監査等委員は取締役会をはじめ社内の主要な会議に出席し取締役の職務遂行の監視をするとともに、内部監査を適時実施し助言や提言を行っております。
 当社は、経営の合理化・効率化及び業務の適正な遂行を図ることを目的として、監査等委員会の直下に監査室を設置しております。監査室は、監査等委員会と連係し年間の監査計画に基づき継続的に内部監査を実施し、妥当性・効率性を幅広く検証し、監査対象部門に対して監査結果とともに助言や改善提言を行っております。
 また、必要に応じ会計監査人と情報交換を行うことにより相互の連携を高めております。
 当社は、会計監査人として監査法人コスモスを選任しており、同監査法人により適切な監査が実施されております。また、同監査法人は、監査の実施結果を監査等委員会に報告するとともに、必要に応じ監査等委員と情報交換を行うことにより相互の連携を高めております。
 なお、当社の会計監査業務を執行している公認会計士は、監査法人コスモスに所属する岩村豊正・長坂尚徳・外山雄一の各氏であり、当該業務にかかわる補助者は、公認会計士6名・その他4名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

以下の理由により、監査等委員会設置会社を選択しております。
 ・取締役会での議決権を持ち、自ら業務執行をしない社外取締役を活用することにより、取締役会の監督機能の強化を図るため。
 ・重要な業務執行の決定を取締役に委任することにより、業務執行の迅速化を図るため。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は11月30日を決算日としておりますので、定時株主総会は2月に開催しております。そのため、集中日を回避できていると認識しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社はホームページ(https://www.aska.co.jp)上において、タイムリーかつ正確で充実した情報開示に努めております。掲載しているIR資料といたしましては、決算短信・業報告等であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRの情報管理責任者は財務担当役員が担当しており、グループの重要情報を一元的に把握することにより、正確かつ迅速な情報開示体制の構築を図っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境方針」を掲げ環境目標・実行計画を策定しております。ISO14001認証取得をして全社をあげて環境保全活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社の情報開示に当たっては、金融商品取引法等の関連法令や証券取引所の定める規則に則った適時適切な情報開示を行うとともに、当社ウェブサイト上での情報開示等により、情報の即時性・公正性を目指しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、2018年6月5日開催の経営審議会において以下の通り、業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)を整備しております。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保する為の体制

当社及びグループ会社の取締役及び社員が法令・定款及び社会規範を順守した行動をとるための行動規範として、めざすべき企業風土を「社風ターゲット」として明確に示し代表取締役社長が繰返しその精神を取締役及び社員に伝えることにより、法令順守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

人事部はコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、各部門責任者にその部門の社員に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。

監査室は、コンプライアンスの状況を監査し、これらの活動は定期的に取締役会に報告されるものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

コンプライアンス・情報セキュリティ・品質・環境・災害等発生する可能性があるリスクについては、それぞれの対応部署にて、マニュアルの作成・周知徹底を行いリスクの現実化を未然に防止するように努める。

新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月開催し、重要事項の決定並びに業務の執行状況を監督する。また、毎月上旬に経営審議会を開催し、問題点の早期発見・対策の迅速化など経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

社内規程に従い、子会社に関する経営・財務・総務・その他について全般的な指導管理を行う。

監査室は、必要に応じて監査を行う。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の直下に設置された監査室の使用人が兼務する。

(7) (6)の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会を補助する使用人の任命・異動等の決定は、監査等委員会の事前の同意を得る。

(8) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

代表取締役及び取締役は、取締役会等の監査等委員が出席する重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社及びグループ会社の業績に重大な影響を及ぼす事項又は恐れのある事項並びに内部監査の実施状況の内容を速やかに報告するものとする。また、人事部はグループ会社の取締役及び社員からの報告を受けた際にはその内容を速やかに監査等委員会に報告するものとする。

本条に基づく報告を行った者は、監査等委員会の権限で不利益な取扱いを受けないこととする。

(9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

監査等委員会は、監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて監査室に調査を求める。

監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

